

契約保証に関する事項

1. 工事請負契約に係る契約保証について

(1) 落札者は、工事完成保証人に代えて、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、契約保証金の納付に代えて、次の履行保証のいずれかの方法により落札者が選択して行うことができる。

- ① 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ② 金融機関の保証
- ③ 保証事業会社の保証
- ④ 公共工事履行保証証券の締結
- ⑤ 履行保証保険契約の締結

※現金による契約保証金の納付又は国債等の有価証券による担保の提供については、当分の間行いません。

(2) 契約金額が130万円未満であり、かつ、請負者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金又は履行保証を免除する。

2. 設計等業務委託契約に係る契約保証について

(1) 落札者は、業務完成保証人に代えて契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、契約保証金に代えて、上記1の(1)に準じて、いずれかの方法により落札者が選択して行うことができる。

(2) 契約金額が130万円未満の場合は、契約保証金又は履行保証を免除する。

3. 変更契約時の契約保証の取り扱いについて

(1) 契約金額の増額変更により契約保証金の額が100分の5を下回る場合は、契約保証金の額を契約金額の10分の1以上に増額変更することとする。

(2) 契約金額が130万円未満で契約保証金を免除した契約について、増額変更により契約保証が必要となる場合は、軽微な設計変更で工期末に行われるものを除き、上記1、2により契約保証を求めることとする。

(3) 設計変更等による契約金額の減額があった場合は、請負者から申し出により契約保証の金額を減額することができる。

4. 工事請負契約の前払保証について

(1) 履行保証のうち保証事業会社が行う契約保証については、前払保証と併せて行うこととなるが、発行は同時発行又は時差発行のいずれかを選択のこと。

(2) 前金払のある工事で、請負者の都合により前払金を請求しない場合は、保証事業会社以外の履行保証となるのであらかじめ留意のこと。

【問い合わせ：七ヶ浜町水道事業所】

TEL 022-357-7456 / FAX 022-357-5890